

福岡市植物園 温室前広場 イベント利用の手引き



令和 7 年 10 月

目 次

1. 公園の概要	1
2. 利用可能範囲	1
3. 利用可能日時	2
(1)利用可能日	2
(2)利用可能時間	2
4. 料金	3
(1)条例に基づく使用料等	3
(2)設備使用料	3
①水道設備	3
②電気設備	3
(3)備品の貸出し	3
(4)使用料等の還付	4
5. 利用手続き	4
(1)手続きの流れ	4
(2)利用窓口	4
(3)利用予約申込み	5
(4)事前打合せ	5
(5)許可申請手続き	5
(6)完了報告	5
6. その他必要な手続き	6
7. そのほか	7
8. 他イベント等との連携	8

(別添資料) ご来場者への注意事項の周知について
(参考資料) 関係法令(抜粋)

はじめに

福岡市植物園は、建設省（国土交通省）の都市緑化植物園構想の一環として計画され、昭和55年（1980年）に緑の相談所を備える本格的都市緑化植物園として開園し、令和7年（2025年）6月で45周年を迎えます。福岡市都心から南西に約3km、本市の緑の骨格を形成する中央緑地帯に位置する南公園内にあり、西側展望台からは360度に広がる市内の景色も楽しめます。

また、本園は福岡市一人一花運動の拠点施設であり、都市緑化植物園の主要機能である5つの機能を掲げ、植物の展示及び緑化の普及啓発とレクリエーション機能を備えた、市民の憩いの場として、楽しみながら緑を育てることを学ぶことができる都市緑化植物園です。

なお、一人一花運動が目指す「花による共創のまちづくり」をさらに広げ定着させ、花・緑分野に限らず様々な取組みにおいて花がツールとして定着する流れを継続的に作り出すために、①一人一花運動を始めとなるきっかけ、②様々な主体が交流できる共創の場づくり、③一人一花運動を担うガーデナーとしての人材育成や活躍の場づくり、④誰もが訪れたくなるようなワクワク感の向上、などの機能強化にも取り組んでいます。

園内でイベントを開催する場合は、憩いの場としての自由な利用との調和、周辺住宅や事務所に騒音等の迷惑をかけないこと、芝生や樹木、園路等を良好な状態に保全することなど、様々な配慮を行ったうえで、動植物園の許可が必要となります。

この手引きは、当園を快適にご利用いただくとともに、良好な環境が保てるよう、イベント利用時のルールを定めたものです。イベント利用にあたっては、この手引きに沿って、適切な手続き及び運営をされるようお願いいたします。

なお、イベント以外の集会や撮影等でご利用される場合は、別途、動植物園事務所ににご相談ください。



1. 公園の概要

所 在 : 福岡市中央区南公園 1-1
公園概要 : 福岡市植物園 (約10ha)
用途地域 : 第一種中高層住居専用地域
そ の 他 : 風致地区、特別用途地区

2. 利用可能範囲

福岡市植物園 温室前広場をイベントで利用される場合は、下記の広場をご利用ください。また、内容によっては広場以外の区域を利用することも可能です。ただし、各広場で同時にイベントを開催することとなる場合は、一般来園者の公園利用に支障がないか総合的に判断させていただいたうえで許可しますので、福岡市植物園温室前広場運営事務局（西日本新聞イベントサービス内、以下：事務局）にご相談ください。



3. 利用可能日時

(1)利用可能日

全日程利用可能※休園日の利用も受け付けます。

※利用日数は原則として1イベント7日以内とします

(2)利用可能時間

イベント開催時間：9:00～17:00

※上記以外の時間での開催をご希望の際は、事務局と協議ください。

(3)設営撤去時間

車両搬入を伴う設営撤去は、原則7:30～9:00、及び17:00以降・閉園日でのご対応をお願いします。設営撤去の時間は設営スケジュールご提出時に確認・調整させていただきます。また、開園中の作業・車両搬入出についてのご希望は別途、協議とします。

4. 料金

※本制度につきましては、今年度（2026年3月末まで）を試行期間とし、当該期間中は減免対応を実施いたします。正式運用に向けた検証を行うため、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

福岡市植物園をイベントで利用する場合は、下記の区分に基づき、公園使用料（イベント行為そのものの許可に係る料金）と公園占用料（工作物等を設置する場合に必要なとなる料金）が必要になります。利用の前日までにお支払いください。

(1)条例に基づく使用料等

①競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し

(例：競技会、運動会、地域の祭り、レクリエーション大会、集会など)

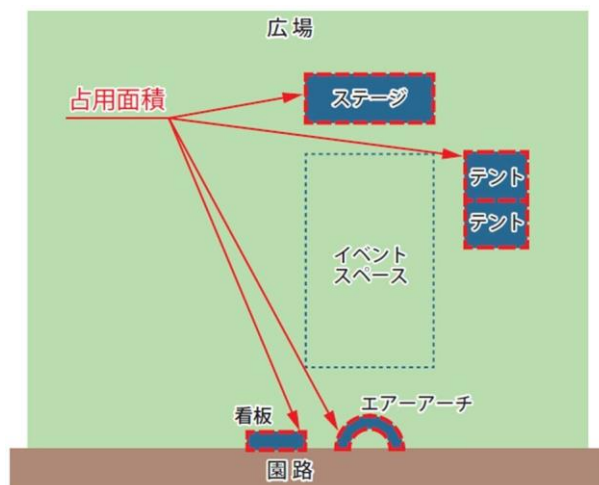
種別	種目	料金	備考
公園使用料	催し	6,000円／件・日	
公園占用料	看板・幕類	4,290円／㎡・日	表示面積で算定
	広告・エアアーチ類	21,500円／点・月	
	テント、ステージなど	550円／㎡・月	15日以内の場合は半額

※公園使用料の算定には設営・撤去日を含みませんが、公園占用料の算定には設営・撤去日を含みます

【占用面積の考え方】

占用面積は、テントやステージなどの工作物を設置する部分の面積とします。

なお、許可申請の際には、占用面積がわかる資料（求積図、求積表等）の提出が必要になります。



(2) 設備使用料

広場に付帯する設備の利用が可能です。設備の利用にあたっては、事務局及び動植物園の指示に従ってください。

①水道設備

広場内にはイベントのための水道設備はありますが、給水のみのご利用をお願いしています。排水を行う場合は固形物及び油分は流せませんのでご注意ください。また、必ず子メーターを設置し、利用の前後に動植物園の立会検査を受けてください。後日、利用量に応じた料金を算出し請求させていただきます。

②電気設備

広場は、電源設備の利用が可能です。利用の前後に動植物園の立会検査を受けてください。後日、利用量に応じた料金を算出し請求させていただきます。また必要に応じて主催者にて発電機を用意していただくことも可能です。

(3) 備品の貸出し

福岡市植物園では、イベントに活用できる無償の備品等も準備しています。希望される場合は、事務局に事前にご相談ください。備品リストについては別紙をご参照ください。

※備品などを損傷、紛失した場合は、弁償していただきます。

▼備品一覧

No.	什器/備品名	数量	仕様/品番	保管場所
1	シェードメーカー パラソル	11 基	サイズ：奥行 3650×高さ 3100mm パラソル：幅 3000×奥行 3000mm	FFS 倉庫
2	NARDI アロロテーブル（白）	3 台	サイズ W1400mm×D1000mm× H730mm （延長時 2100mm）	温室前広場常設
3	NARDI アロロテーブル（モカ）	3 台		温室前広場常設
4	NARDI キューブスクエアテーブル（白）	3 台	サイズ：W800×D800×H750mm	温室前広場常設
5	NARDI キューブスクエアテーブル （トープ）	3 台		温室前広場常設
6	NARDI パルマアームチェア	48 台	W585×D565×H855mm ※各テーブル 4 脚	温室前広場常設
7	黒プラスチックパネル	80 枚	900×1800（養生用）	温室前広場
8	音響機材	1 式		FFS 倉庫
9	A1 パネル（ポスターグリップ）	5 枚	W644×D891mm	FFS 倉庫
10	パネルスタンド	5 台	W72×D51×H981～1420mm A1 A2 B1 B2 対応 シルバー	入口広場
11	鋳鉄製ウエイト	32 個	ST ウエイト 20kg シルバー	FFS 倉庫
12	注水式 ウォーターウェイト	32 個	黒 タープ屋外水袋 20L	FFS 倉庫
13	オリジナルロゴ付き白地カラーコーン	30 個	H700mm	FFS 倉庫
14	白/緑コーンバー	30 本	φ34mm、L1500mm	FFS 倉庫

(4) 使用料等の還付

既納の使用料等は還付しません。ただし、次の場合は還付することができます。

- ・天候その他不可抗力により利用することができない場合
- ・公益上の必要又は市の都合により許可が取り消された場合
- ・利用日の7日前までに取り止め届を提出した場合

5. 利用手続き

(1) 手続きの流れ

時期	主催者（利用者）	事務局	動植物園
開催1年前～	空き状況の問合せ	空き状況の回答・仮申込	制限内容等の説明
	イベントの概要説明	利用条件、料金等の説明	仮申込書の承認
	「利用仮申込書」提出	仮申込書確認	
	※1ヶ月間有効		
	「利用本申込書」提出	本申込書確認	本申込書の承認
本申込書提出時	事前打合せを本申込書提出時に行う		
	(内容) イベントの目的・内容、運営体制（責任者、安全対策等）、人・車両の動線、工作物等の配置・設置方法などの内容が分かる企画書を添付してください。		
	「公園内行為許可申請書」 「公園占用許可申請書」提出		「公園内行為許可書」 「公園占用許可書」発行※公園使用料及び公園占用料の確定
開催2ヶ月前～ 2週間前	(添付資料)	適宜、打ち合わせ	
	企画書、会場レイアウト図、 運営組織がわかる資料 など	企画書、会場レイアウト図、 運営組織がわかる資料等確認	
	イベント周知看板の設置		イベント周知看板の設置の打合せ
		イベント運営・周知看板の設置の打合せ	
開催2週間前	車両ナンバーリスト (駐車場利用)		・「納付通知書」発行
	搬入搬出車両リスト		
設営前日	備品借用書		
	保健所・消防などの承認 写し提出 使用料等の支払い		
設営	資材搬入、設営	設営状況の監視	設営への立会
	イベントの指揮監督	利用状況の監視	利用状況の監視
	会場、トイレの定期的な清掃	主催者（責任者）の指導	
	苦情対応	記録用写真の撮影	
	清掃、ゴミ回収、原状回復	原状回復等の立会確認	原状回復の立会確認
開催期間中	「現状変更完了報告書」提出	「現状変更完了報告書」確認	「現状変更完了報告書」受理
撤去	備品の返却	備品の返却確認	

(2) 利用窓口

福岡市植物園温室前広場運営事務局（西日本新聞イベントサービス内）

〔電 話〕 092-711-5491 [\[e-mail\] event-shokubutsuen@nishinippon-np.jp](mailto:event-shokubutsuen@nishinippon-np.jp)

〔対応時間〕 平日9:30～17:30

(3)利用予約申込み

ご利用希望者は、事務局に広場の利用状況をお問い合わせいただいた後に、「仮申込書」、「イベント企画概要書」をご提出いただき、利用方法として施設所有者に確認の上、問題がない場合に「仮申込」が完了します。口頭のみでの仮申込は受け付けておりません。仮申込時には、利用者がイベントの実施を正式に決定する「決定予定日」を、事務局の担当者に必ずお伝えください。仮申込の有効期限は仮申込完了から原則1カ月間とさせていただきますので予めご了承ください。

(4)事前打合せ

当公園でのイベント利用にあたり、事前に事務局と打ち合わせを行ってください。イベントの目的や内容、運営体制（責任者、安全対策等）、人・車両の動線、工作物等の配置・設置方法などの確認をさせていただきます。

(5)許可申請手続き

イベント実施が正式決定いたしましたら、速やかにその旨を事務局の担当者にご連絡ください。正式決定のご連絡を頂きましたら「本申込書」に必要事項を記入の上、提出して頂いた時点で本申込の完了とさせていただきます。許可申請とあわせて、下記の書類を提出の上、事務局の担当者と打合せを行ってください。上記の手続きを行って頂けない場合は利用のキャンセルとみなします。（原則仮申込より 1 か月以内）本申込み提出後、施設所有者にてイベント企画内容の審査を行い、利用に問題がないと判断された場合に、広場の「利用承認」を行い、利用申込が確定いたします。なお申請手続きは、開催2ヶ月前（設営日含む）から2週間前までに行ってください。

【提出書類】

- ☐公園内行為許可申請書
- ☐公園占用許可申請書（※必要な場合のみ）
- ☐公園使用料等減免申請書（※減免又は免除される場合のみ）
- ☐イベント企画書（目的/期間/事業概要（出展内容）/実施主体/運営組織/広報計画/収支予算等）
- ☐会場レイアウト図
- ☐車両搬出入計画（車両台数、進入経路等）
- ☐誘導・案内計画（イベント中の誘導員配置等※夜間開催時は打合せが必要です）
- ☐出展内容がわかる資料（出展者の一覧、出展者募集要領等）
- ☐広報計画（チラシ、ホームページ、テレビCM、SNS等）
- ☐イベント当日のタイムスケジュール（設営、開催期間中、撤去を含む全日程が分かるもの）
- ☐地方公共団体等による後援を証する公文書（※必要な場合のみ）

(6)完了報告

イベント終了後、今後のイベント利用環境の向上を目的として、以下の項目をご報告願います。

【報告内容】来場者数、苦情（件数、内容）、管理者への要望、収支決算 など

6. その他必要な手続き

区分	内容、手続き	関係法令	所管部署・協議先
必要に応じて	【食品を提供する場合】 ・飲食物を調理、販売する場合は、原則として「臨時営業」等の営業許可が必要	食品衛生法第 52 条第 1 項 福岡県食品取扱条例第 4 条	中央区保健福祉センター 衛生課 Tel092-761-7356
	【火気器具等を使う場合】 ・多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する場合は消火器を準備し、露店等を開設する場合は、消防署へ届け出が必要。 【観覧用補助イスを設置する場合】 ・ステージイベント等に際して、観客席として多数の補助イス等を設置する場合は、消防署へ届け出が必要。	消防法第 9 条 福岡市火災予防条例第 45 条 福岡市火災予防規程第 12 条	中央消防署予防課 Tel092-725-6611
	【交通混雑が予想される場合】 ・イベント期間中の交通の円滑の確保や事故防止の観点から、必要に応じて交通管理者と協議し対策が必要	道路交通法	中央警察署交通規制係 Tel092-734-0110

※ご注意ください

イベント業者に運営を丸投げして責任者が全体を掌握せず、当日のトラブルや事務局及び動植物園からの指導に適切に対処しないような場合、次回以降の利用をお断りいたします。

②ゴミ箱の設置及び清掃

- イ 飲食物等の提供がありゴミの発生が予測される場合は、ゴミ箱を設置し、ゴミの回収処分を行ってください。出展者が放置した生ゴミや汚水、イベント参加者が放置したゴミ等についても、主催者が責任を持って片付けなければなりません。
- ロ 主催者は、イベント開催期間中、の定期清掃や会場及び会場周辺の清掃を必ず実施してください。原状復帰後、点検を行います。

③飲食物の提供に伴う対応

- イ 調理を行う場合は、必要に応じてブルーシートやマットを敷くなど、汚れ防止策を講じてください。
- ロ 食品を提供する場合は、食品衛生法等に基づく営業許可が必要な場合があるので、中央区保健福祉センター（中央保健所）にお問い合わせください。
- ハ 酒類を提供する場合は、未成年者及び自動車・自転車のドライバーに提供しないことを明示しなければなりません。

④車両の乗入れ・駐車

- イ 動植物園内への車両の乗入れや駐車は、資材の搬入出や出店等に必要なものに限り許可します。
- ロ 資材の搬入後は速やかに退出してください。また、関係者の送迎等のための車両の乗入れや駐車は禁止します。
- ハ 通用門にはスタッフを配置するなど、一般車両の入場がないよう監視し、安全誘導を行ってください。
- ニ イベント実施の1週間前までには搬入搬出車両のリストを提出してください。車両が動植物園内に進入する際は、フロントガラスなど、見えやすいところに進入車両証を掲示してください。
- ホ 動植物園内に進入した車両は、子供の飛び出しなど周囲の状況に注意してください。ハザードランプを点滅し、最徐行（8 km以下）で決められた場所のみを走行しなければなりません。クラクションやアイドリングは禁止です。
- ヘ 進入する車両は4 t車以下（経路によっては2 t車以下）を原則とし、進入経路、使用車両について、事前に事務局と協議のうえ、指示に従ってください。

⑤利用後の原状回復義務

イベント利用に際しては、事前及び終了後に事務局が立会のうえ、利用範囲の状況を確認します。イベント終了後に損傷等が認められた場合は原状に回復していただく必要があります。

イ 原状回復を求める場合

- ・動植物園の樹木、芝生（人工芝）・草地、構造物、設備、貸出備品などの損傷や紛失又は汚れ（以下「損傷等」という。）が発生したとき。

【損傷等の例】

- ・搬入車両による芝生（人工芝）・草地の損傷、園路の不陸や破損、グレーチングの破損
- ・照明灯や柵との接触による破損、各所の鍵の紛失 など

ロ 動植物園の損傷時の対応

- ・損傷等が発生したときは、速やかに事務局に連絡してください。
- ・イベント終了後、損傷等がないか事務局の確認を受けてください。
- ・清掃、修理、復旧等は、主催者の責任において行うか、その費用を支払う方法があります。

事務局と協議のうえ、決定してください。

7. その他

①行為の制限

イベントに伴う行為についても制限させていただく場合がありますので、予定行為について事務局に事前協議のうえ、指示を受けてください。

また、制限行為を実施する場合には、許可を受けた範囲内で行う必要があります。

イ 協賛企業の宣伝行為

- ・協賛企業の商品やサービスの展示、サンプル配布等のためのブースの配置は、イベント本体よりも目立たない規模・配置でなければなりません。

②権利の制限（利用権の譲渡・転貸の禁止など）

主催者は、動植物園による許可の全部又は一部を第三者に譲渡・転貸してはなりません。

③免責

天災地変などの不可抗力によってイベントを実施できなくなった場合の損害について、公園管理者はその責任を負いません。

他の利用者や団体の不適切な利用によってイベント開催に支障が生じたり、開催できなくなった場合の損害について、動植物園はその責任を負いません。

8. 他イベント等との連携

福岡市植物園温室前広場管理業務を担当する西日本新聞イベントサービス（以下「事務局」という。）では、福岡市植物園温室前広場のイベント管理や運営業務のほか、四季折々の花々など福岡市植物園温室前広場の魅力を活かしたイベントも行っています。また、事務局は、イベントノウハウを有しており、イベントの内容によっては事務局と連携して実施することも可能です。事務局と連携することで、より温室前広場に相応しいイベントが可能になりますので、ご希望される場合は、是非、事務局にお申し出ください。

【連携可能な内容】

○植物園・緑のまちづくり協会等が主催・共催するイベントとの連携（ブースへの出店等）

- ・福岡フラワーショー（3月開催）
- ・一人一花サミット（10月開催）
- ・夜の動植物園（8月～9月開催）など

福岡市植物園のホームページやインスタグラム（一人一花）による広報の協力

（別添資料）

ご来場者への注意事項の周知について

本施設の円滑な運営および安全確保のため、利用者は来場者に対し、施設が定める注意事項・利用上のルール等を事前に周知し、遵守を促す責任を負うものとします。

ご来園のお客様へのお願い

- ・イヌ、ネコなどのペット、風船、凧など飼育展示スペースに入るおそれがあるもの、着ぐるみ（事前に許可を得たものを除く）など動物の管理上支障が出るおそれがあるものの持込みはご遠慮ください。
- ・動物に食べ物を与えないでください。
- ・樹木の枝を折ったり、花を取らないでください。
- ・喫煙は灰皿のある喫煙コーナーをご利用ください。
- ・ゴミはお持ち帰りください。ゴミ減量にご協力ください。
- ・動物園内でのフラッシュ撮影はご遠慮ください。

下記のものは、来園者の安全な利用や施設管理において支障が出るおそれがありますので、園内での使用はご遠慮ください。

- ・ベビーカー、車イス以外の乗り物
- ・バット、ボール、バドミントンのラケットなど球技用の遊具
- ・フリスビー、ブーメラン、ラジコン、ドローンなど、空中を飛ぶもの
- ・虫取り網、なわとび
- ・拡声器、ホイッスル、楽器など大きな音が出るもの
- ・懐中電灯、赤外線ビームなど強い光が出るもの
- ・花火、コンロなど火気を使用するもの
- ・テーブル、脚立など、設置することで独占的に場所を使用するもの

植物園芝生広場及び温室前広場で利用できるもの

- ・簡易テント（地面へのペグなどによる固定は禁止）、レジャーシートなどの移動が容易なものは、他のお客様の利用に支障のない範囲で、植物園芝生広場をご利用ください。（園内のほかの場所での使用はご遠慮ください。）
- ・シャボン玉は、他のお客様の利用に支障のない範囲で、植物園芝生広場及び温室前広場をご利用ください。（園内のほかの場所での使用はご遠慮ください。）
- ・公園周辺には住宅や事務所等が多数ありますので、大音量を伴うイベントは控えるとともに、ステージやブース等は、周辺地域に騒音等の迷惑がかからないよう配置してください。

（参考資料）関係法令

・都市公園法（抜粋）

（都市公園の占用の許可）

第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

（1）～（5）（略）

（6）競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（7）前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

（許可の条件）

第8条 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（原状回復）

第10条 第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

- 2 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- （1）第5条第1項（第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公園施設（予定公園施設を含む。）を設け、又は管理した者
- （2）第6条第1項又は第3項（第33条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して都市公園（公園予定区域を含む。）を占用した者

・都市公園法施行令（抜粋）

（占用物件の外観、構造等）

第15条 占用物件の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとしなければならない。

- 2 地上に設ける占用物件の構造は、倒壊、落下等を防止する措置を講ずる等公園施設の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとしなければならない。
- 3 地下に設ける占用物件の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、他の占用物件の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとしなければならない。

・福岡市公園条例（抜粋）

（行為の制限）

第4条 公園において、次の各号に掲げる行為（第3号に掲げる行為にあつては、規則で定める公園で行うものに限る。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- （1）行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- （2）業として写真又は映画を撮影すること。
- （3）物品販売、飲食の提供、宣伝等を主な内容とする催し又は興行のために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- （4）競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為をすること。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、場所又は公園施設、期間、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出

してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。ただし、次の各号の一に該当する者には第1項又は前項の許可をすることができない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物の類を携行する者
- (2) 公益を害するおそれがあると認める者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を附することができる。6 公園をその用途以外に使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

7 第2項、第4項及び第5項の規定は、前項の許可について準用する。

(行為の禁止)

第5条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にごみその他の汚物を捨てること。
- (3) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること（花畑園芸公園の果実採取園又はかなたけの里公園の分区園で市長の承認を受けて果実又は農作物の採取を行う場合及びかなたけの里公園で市が実施する事業において果実又は農作物の採取を行う場合を除く。）。)
- (4) 土地の形質を変更すること。
- (5) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること（法第6条第1項の許可を受けて行う場合及び第8条の承認を受けた者が電光掲示盤又は大型映像装置の利用に際して一時的に広告を表示する場合並びに市長が特に認める場合を除く。）。)
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車両（自転車を除く。）を乗り入れ、又は駐車すること。
- (9) たき火をし、又は火気を持ち遊びその他危険な遊びをすること。

(10) 風致を害すること。

(利用の制限)

第6条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園使用料)

第6条の2 第4条第1項又は第6項の許可を受けた者は、別表第1の3に定める額の使用料を納付しなければならない。

(開園日等)

第6条の3 公園の開園日及び開園時間並びに公園施設の利用期間及び利用時間を定める必要がある公園については、その開園日、開園時間、利用期間及び利用時間は、規則で定める。

(有料公園及び有料公園施設)

第7条 有料で利用させる公園（以下「有料公園」という。）及び有料で利用させる公園施設（以下「有料公園施設」という。）は、規則で定める。

(利用の承認)

第8条 有料公園又は有料公園施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、市長の承認を受けなければならない。

第9条 削除

(有料公園及び有料公園施設使用料)

第10条 第8条の承認を受けた者は、別表第1の4、別表第2、別表第2の2及び別表第2の3に定める金額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 有料公園施設のうち照明施設の使用料の額は、電気事業法第19条第1項に規定する一般電気事業者の供給約款に基づき算定した電気料金等を基礎として規則で定める額とする。
- 3 有料公園施設の利用者（プロサッカーの試合をするために東平尾公園博多の森球技場を利用する者を除く。）が入場料その他これに類する料金を徴収する場合において、その総収入が第1項に規定する使用料の額を超えるときは、使用料はその超えた額の1割を増すものとする。

(占用許可申請書の記載事項)

第16条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の種類及び数量
- (3) 工作物等の管理組織

- (4) 工作物等の設置工事の計画
- (5) 公園の復旧方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

(軽易な変更事項)

第17条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更事項は、公園の風致に影響を与えない程度の軽微な改装等で規則で定めるものとする。

(仮設の占用物件)

第17条の2 都市公園法施行令第12条第10号に規定する条例で定める仮設の物件は、福岡市屋台基本条例第3条第1号に規定する屋台（清流公園に設けられるものに限る。）とする。

(占用料)

第18条 法第6条第1項の許可（第4条第1項第3号に掲げる行為に伴う占用に係るものを除く。）を受けた者からは、別表第4に定める金額の範囲内において規則で定める額の占用料を徴収する。

(権利の譲渡禁止等)

第19条 公園施設の設置若しくは管理の許可、公園の占用の許可又は有料公園若しくは有料公園施設の利用の承認を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(使用料等の不還付)

第20条 既納の使用料、手数料及び占用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することがある。

(使用料等の減免)

第21条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料、手数料又は占用料を減免することができる。

(監督処分)

第22条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基く処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に附した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、公園の管理上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

第25条 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第4条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条第6項の規定に違反して公園をその用途以外に使用した者
- (3) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (4) 第22条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

第26条 詐欺その他不正の行為により使用料又は占用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円）以下の過料を科する。

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

別表第1の3（公園使用料）

種目	単位	期間	使用料
行商、募金これらに類するもの	1件	1日	600円
業として写真を撮影するもの	撮影機（写真機）1台	1月	3,000円
業として広告写真を撮影するもの	1件	1日	3,000円
業として映画を撮影するもの	1件	1日	6,000円
物品販売、飲食の提供、宣伝等を主な内容とする催し又は興行を行うもの	1平方メートル	1日	200円の範囲内で規則で定める額
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うもの	1件	1日	6,000円
その他のもの	1平方メートル	1月	90円

別表第4（公園占用料）（抜粋）

	種目	単位	期間	占用料
競技会、集会、展示会、 博覧会その他これらに 類する催しのため設け られる仮設工作物	看板、幕その他これらに類するもの	表示面積1平方メートル	1日	4,290円
	広告塔、アーチその他これらに類するもの	1点	1日	21,500円
	その他のもの	1平方メートル	1月	550円

・福岡市公園条例施行規則（抜粋）

（規則で定める公園の範囲等）

第1条の2 条例第4条第1項の規則で定める公園及び条例別表第1の3物品販売、飲食の提供、宣伝等を主な内容とする催し又は興行を行うものの項の規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

（行為の制限）

第2条 条例第4条第1項第5号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

（1）撮影会、映写会、スケッチ会、野外音楽会

（2）営利を目的としない奨励的物産の即売会

（行為許可申請書等の様式）

第3条 条例第4条第2項及び第3項の申請書並びに同条第4項の許可を与えるに当たって交付する許可書の様式は、様式第1号による。

（占用許可申請書等の様式）

第10条 条例第16条の申請書及び許可を与えるに当たって交付する許可書の様式は、様式第5号による。

（占用物件の軽微な改装）

第11条 条例第17条の軽微な改装等で規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

（1）占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装

（2）占用物件の構造を変えない修繕

（3）占用物件の主要構造に影響を与えない内部の模様替

（占用料）

第12条 条例第18条の占用料の額は、別表第7のとおりとする。ただし、同表により難いときは、そのつど市長が定める。

（使用料等の算定方法）

第13条 条例第6条の2及び第14条の使用料並びに第18条の占用料（以下「使用料等」と総称する。）は、次の各号に定めるところにより算定する。

（1）使用料又は占用料が月額で定められているものについて利用又は占用の期間に1月未満の端数があるときは、1月とする。ただし、利用又は占用の期間が15日以内のときは、1月当りの使用料又は占用料の額の2分の1とする。

（2）使用料又は占用料が年額で定められているものについて利用又は占用期間に1年未満の端数があるときは、前号本文を用いて計算した月数に応じて月割により算定する。

（3）利用又は占用の面積は1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルに、利用又は占用の長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルにそれぞれ切り上げる。

（4）使用料又は占用料の総額が100円に満たないときは、100円とする。

（使用料等の徴収方法）

第14条 使用料等は、許可の際に徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、利用又は占用の期間が1年以上で翌年度以降にわたる場合においては、初年度分の使用料等は、前項の規定により徴収し、次年度以降の分の使用料等は、毎年度当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めた場合は、納期限を指定して徴収することができる。

（使用料等の還付基準）

第14条の3 条例第20条ただし書の規定による還付の基準及び範囲は、次のとおりとする。

（1）天候その他不可抗力により利用することができない場合は、当該事由により利用することができなくなった期間に係る使用料又は占用料

（2）公益上の必要又は市の都合により許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、又は行為の中止等を命じた場合は、当該取消し、停止、命令等により利用することができなくなった期間に係る使用料又は占用料

（3）利用の日の7日前までに様式第6号による許可又は承認に係る施設利用取り止め届を提出したとき又は公共施設案内・予約システムにより利用の取り止めに申し出たときは、使用料又は占用料の全額

（4）前3号に定めるもののほか市長が特別の理由があると認めたときは、市長が必要と認める額

2 使用料、手数料又は占用料の還付を受けようとする者は、様式第7号による使用料等還付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、公共施設案内・予約システムにより有料公園施設の利用の承認を受けた者が、前項第1号から第3号までの規定に該当することにより使用料の還付を受けようとする場合については、この限りでない。

別表第1（物品販売、飲食の提供、宣伝等を主とする催し又は興行を行うものに係る公園使用料）

公園名	単位	期間	使用料
舞鶴公園（本丸広場及び三ノ丸広場に限る）	1 平方メートル	1 日	2 4 円
舞鶴公園（本丸広場及び三ノ丸広場を除く）	1 平方メートル	1 日	1 8 円
冷泉公園	1 平方メートル	1 日	2 3 円
清流公園	1 平方メートル	1 日	3 1 円
警固公園	1 平方メートル	1 日	1 5 1 円
水上公園	1 平方メートル	1 日	1 8 4 円

備考

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日以外の日に使用する場合は、使用料の額は、この表に掲げる額の 2 分の 1 とする。
- 2 設営又は撤去のみを行うために使用する場合は、使用料の額は、この表に掲げる額の 2 分の 1 とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日に設営又は撤去のみを行うために使用する場合は、使用料の額は、この表に掲げる額の 4 分の 1 とする。

別表第 7（公園占用料）（抜粋）

	種目	単位	期間	占用料
競技会、集会、展示会、 博覧会その他これらに 類する催しのため設け られる仮設工作物	看板、幕その他これらに類するもの	表示面積 1 平方メートル	1 日	4, 2 9 0 円
	広告塔、アーチその他これらに類するもの	1 点	1 日	2 1, 5 0 0 円
	その他のもの	1 平方メートル	1 月	5 5 0 円